

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	物価高騰対策支援給付金支給事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、物価高騰対策支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言している。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県阿南市長

## 公表日

令和7年8月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対策支援給付金支給事務
②事務の概要	原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、阿南市物価高騰対策支援給付金支給要綱(令和6年阿南市要綱第5号)に基づき、市内住民に対して物価高騰対策支援給付金を支給する。 なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定による「特定公的給付」に指定されており、支給を実施するための基礎とする情報の管理を個人番号を利用して行っている。
③システムの名称	物価高騰対策支援給付金システム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対策支援給付金支給管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表135の項 2 公的給付法第10条 3 公的給付法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第7号(令和5年度)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉事務所 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所 生活福祉課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1592
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を用いて入手した税情報や口座情報の使用について、人の手による作業が発生する場合において、各場面ごとに必ず複数人による情報の整合性を確認し、現場責任者による承認を得ている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月28日	②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため阿南市物価高騰対策支援給付金支給要綱(令和6年阿南市要綱第5号)に基づき、非課税世帯等に対し給付金を支給する。 なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定による「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。	原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、阿南市物価高騰対策支援給付金支給要綱(令和6年阿南市要綱第5号)に基づき、市内住民に対して物価高騰対策支援給付金を支給する。 なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定による「特定公的給付」に指定されており、支給を実施するための基礎とする情報の管理を個人番号を利用して行っている。	事前	
令和6年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	1 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 4 公的給付法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第7号	事前	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 4 公的給付法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第7号	1 番号法第9条第1項 別表135の項 2 公的給付法第10条 3 公的給付法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第7号(令和5年度)	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	番号法第19条第8号	事後	
令和7年8月21日	IVリスク対策 - 8.人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か - 十分である 判断の根拠 - 特定個人情報を用いて入手した税情報や口座情報の使用について、人の手による作業が発生する場合において、各場面ごとに必ず複数人による情報の整合性を確認し、現場責任者による承認を得ている。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月21日	IVリスク対策 - 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従事者に対する教育・啓発 当該対策は十分か【再掲】 - 十分である 判断の根拠 - 給付金システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	